

小金井市立保育園運営方式見直し基本計画（案）

I 運営方式見直し基本計画

1 はじめに

(1) 運営方式見直しを進める理由

子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変わり、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進んだことで、子どもが豊かな体験を通して学べる環境が少なくなってきたといわれています。また、子育て家庭の負担感、不安感の高まりや、地域からの孤立等の問題が顕在化しています。子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支えることが重要です。

こうした中、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を含む、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートしました。子ども・子育て支援法では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に提供することが市町村の責務とされ、本市においては平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画（のびゆくこどもプラン 小金井）」を策定し、引き続き子ども・子育て支援を推進していくこととされています。

本市ではこれまでも安心して子どもを預けて働くことができるよう、認可保育園の定員拡充はもとより、認証、認可外保育園の新設等に取り組んできましたが、待機児童の解消は引き続き喫緊の課題となっています。さらに、就労形態の多様化に伴い、延長保育や一時保育、休日保育などの多様な保育ニーズへの対応や、特別に支援が必要な子ども・家庭への支援など、すべての子育て家庭を対象とした施策の充実が求められており、公立・民間を問わず保育園に期待される役割は、ますます大きくなっています。子育てにかかわる市民にとって最も身近で重要な子育て支援施設である保育園は、公立・民間を問わず常に「子どもの最善の利益」が実現できるよう、より一層の充実を図っていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市の厳しい財政状況の中で、限られた財源や人材などの資源を最大限有効に活用することを前提にしながら、公立の保育園として担うべき役割を果たし、本市の保育環境を維持向上させていくことが求められているところです。

(2) 計画の目的

運営方式を見直すことにより、公立保育園、民間保育園のそれぞれの特長を活かし、待機児童の解消や、多様な保育ニーズの充足、地域の子育て支援への対応など、すべての子育て家庭を対象とした子育て施策の充実を図ります。

① 運営方式見直しの効果

ア 人材の確保による施策の充実

公立保育園に勤務する職員は、市職員として職員定数管理のなかで配置されていることから、職員数を増やすことはできません。今後、一定数の公立保育園の運営方式を見直すことにより生み出された人材の一部を、公立保育園に再配置することにより、公立保育園の果たすべき役割を担うことのできる人員体制を構築します。

イ 財源の確保による子育て支援施策の充実

今後、一定数の公立保育園の運営方式の見直しにより、国や東京都の補助金等を積極的に確保し、市の一般財源負担が軽減された効果額を子育て支援施策の充実に活用します。

② 公立保育園における施策の充実

ア 障がい児保育の拡大・アレルギーのある児童に対する対応

公立保育園でも民間保育園でも様々なお子さんを受け入れています。公立保育園では、児童発達支援センターや子ども家庭支援センター、保健所、児童相談所など、関係機関と連携し易いという特長を活かし、障がいやアレルギーなどがあり特別な支援・配慮が必要な児童に対する早期の対応と継続的な見守り・支援を行っていくこととします。

イ 要保護児童・要支援家庭に対する対応

児童虐待の発見・未然防止には、保育施設をはじめとした地域におけるきめ細かな対応が必要になります。子ども家庭支援センター、保健所、児童相談所などと連携し、配慮を必要とする家庭に対する早期の対応と継続的な見守り・支援を行っていくこととします。

ウ 保育施設との連携等に対する対応

保育需要が増大し、保育ニーズが多様化する中、保育の質の維持・向上が求められています。公立保育園は、児童が健やかに育つため、保育の基本となるよう、市内の保育の質の維持・向上を目指していく必要があります。市内に様々な保育施設が存在する中、地域の保育施設と連携、協働することで保育の質の向上や活性化を図っていきます。

エ 一時預かり保育（緊急も含む。）の拡大

普段は保育園の利用が不要な家庭においても、様々な事情により一時的に保育が必要となった場合に子どもを安全に一時保育できる環境が必要です。また、震災などの災害時においても、迅速かつ確実に対応できる体制を確保します。

オ 地域子育て支援機能の充実

家庭や地域の子育て力を向上させていくため、地域の全ての子育て家庭に対する支援にも力を入れていく必要があります。公立保育園でも、保育所体験や育児講座、出前保育など様々な取組を進めてきましたが、今後も

引き続き職員の専門性を発揮し、行政機関としての特長を活かし、利用者のニーズに応じた適切な支援ができるよう、地域の子育て支援機能の一層の充実を図っていきます。

③ 民間保育園における施策の充実

ア 待機児童の解消

保育を必要とする子育て家庭に、必要な保育サービスを提供するため、待機児解消に向けて民間活力を導入し、特定教育・保育施設の整備を拡充します。

イ 休日保育の実施・延長保育の更なる延長

休日勤務、深夜業務への従事、超過勤務など、保護者の就労形態が多様化しており、休日保育、延長保育の充実が求められていることから、民間事業者の柔軟性、機動性を活かし、休日保育・延長保育の更なる延長を実施します。

ウ 地域子育て支援機能の充実

民間保育園では、これまでも保育所体験や育児講座、園庭開放、出前保育など様々な地域活動事業の取組を進めてきました。今後も引き続き民間保育園の特長を活かし、地域の子育て支援機能の一層の充実を図っていきます。

2 見直しの時期と対象保育園

運営方式を見直す公立保育園は3園とし、まず、平成32年度から1園の運営方式を見直します。また、その余の2園については、平成35年度以降、順次運営方式の見直しを進めることとします。

公立保育園として継続する2園については、地理的状況、施設状況等を踏まえ、判断します。

3 対象保育園の公表と説明会の実施

運営方式を見直す園の公表時期は、利用者が保育園を選択する際に配慮できるよう、公表から民間委託までの期間を十分確保できる時期とします。

4 運営方式の形態

運営方式の見直しの手法として、本市が設置主体となって運営を委託する公設民営方式と、民間が設置主体となり運営も行う民設民営方式がありますが、現状の保育内容を維持継承し、児童や保護者の不安や影響に対応するため、委託における仕様で本市の条件等を付すことが容易な公設民営方式をまず実施し、その後、公設民営実施状況の検証を経て民設民営方式に移行する手法とします。

参考 運営方式の制度面の違い

区 分	公設民営		民設民営
	委 託	指定管理	
設置主体	市	市	事業者
運営主体	事業者	事業者	事業者
業務範囲	運営	運営・管理	運営・管理
	施設管理、増改築・修繕に要する経費負担は、契約内容により異なる。		増改築・大規模修繕には国・都の交付金等を活用可能
保育実施の根拠	市との契約	市の指定	都の許可
事業者選定に係る議会の関与	報告	議決	報告
経費負担	委託料（全額市負担）	委託料（全額市負担）	保育所運営費（国 1/2・都 1/4・市 1/4）
利用調整	市	市	市
保育料	市	市	市
安定性	指定期間ごとに運営主体が変わる可能性がある。その都度保育士の入れ替わりがある。		移管後は運営主体の変更は無く、安定的

5 事業主体及び運営の条件

保育サービスの実績や保育園運営に求められる公益性、公平性などを鑑み、原則として都内における認可保育園の良好な経営実績を持つ事業者とします。

また、その事業者選定に際しては、選定委員会を設けるなど、専門家も交えた（仮称）事業者選定委員による公正な選定を実施します。

6 職員の処遇

現に公立保育園に勤務している職員の処遇として、運営方式の見直しにより過員となる職員については、職員の希望に応じて直営園への異動、他職種への任用替による他の部署に配置換えなどによることとし、勸奨退職制度の実施については、関係部署と協議・検討します。

7 （仮称）ガイドラインの作成

新しい運営方式に移行する場合の基本的な内容を定めたものとして、（仮称）ガイドラインを子ども・子育て会議の意見を聞きながら作成します。保育内容に関すること、事業者の選定に関すること、引き継ぎに関することなど、民営化に際して留意する事項を具体的に記載します。

8 事業者の公募

移管先の事業者は、公募により選定することとし、応募資格は、次のすべてに該当するものとします。

- (1) 東京都内において認可保育園を設置運営している実績があること。
- (2) 東京都内に法人本部がある社会福祉法人等であること。

9 運営事業者の選定方法

運営事業者の選定に際しては、学識経験者、識見を有する者、市職員（子ども家庭部管理職者、公立保育園長等）も交えた（仮称）事業者選定委員会により、透明性、公平性を確保したうえで、適切な事業者選定を実施します。

10 引継ぎ

運営方式の見直しに際しては、保護者や児童の不安が生じないよう十分な説明に努め、また、保育士等の職員が替わることによる児童への影響を最小限にとどめる対応を行うことが重要です。そのため、移管先の運営事業者と、当該保育園の運営全般に関して十分な引き継ぎを行うとともに、一定期間、公立保育園の保育士と事業者の保育士が合同保育を行うなど、移行のための準備期間を十分に確保します。

11 運営方式見直し後の市の関与

(1) 移管後における市の支援

保育の質の維持・向上のため、市は、他の民間保育園と同様、補助金や研修の面でその運営を支援していきます。

(2) 保育内容の確認等

移管後においても、市職員の訪問指導を行い、円滑な引継ぎに努めます。

また、新しい方式での運営者の決定後、速やかに保護者・事業者・市の三者において定期的な話し合いの場（（仮称）第三者委員会）を設置し、保育内容を随時確認し、保護者の要望を反映させることとし、万一、移管に関する問題が生じた場合には、必要な改善・指導を行える体制を構築します。

(3) 保育内容の評価と結果の公表

新しい事業者による保育内容について、第三者評価の実施により保護者の満足度や保育内容の確認を行い、その運営状況の評価を公表します。

II 第1次民営化実施計画（平成29年度から平成34年度まで）

小金井市の公立保育園の運営方式の見直しについては、平成29年度から準備を進め、平成32年度から順次進めていくこととしますが、この計画は、平成34年

までの5年間で第1次計画期間とし、運営方式の見直しを実施していきます。

なお、第2次民営化実施計画（平成35年度以降）は、平成33年度に策定し、公表します。

1 公立保育園として継続する保育園

公立保育園として継続する保育園は、2園とします。

2 選定に当たっての考え方

本市は、4キロ四方の比較的コンパクトな街であり、保育ニーズの地域的偏在がないことや、保育園利用者の通勤の状況をみた場合、JR中央線の2駅（武蔵小金井駅、東小金井駅）が市域の2つの中心となります。そうした地理的条件を参酌しつつ、また、保育内容や施設環境等も加味し、公立園として継続する2園を選定することとします。